COLOWIDE

第58期

定時株主総会及び普通株主による種類株主総会

招集ご通知

開催日時

2020年６月30日（火曜日）午後２時
受付開始 午後１時

開催場所

神奈川県横浜市西区みなとみらい１丁目１番１号
パシフィコ横浜　会議センター（１F）「メインホール」
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

議　　案

【定時株主総会】
第1号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）７名選任の件
第2号議案　会計監査人選任の件
第3号議案　定款一部変更の件

【普通株主による種類株主総会】
議　　案　定款一部変更の件

証券コード：7616

株式会社コロワイド

株 主 各 位

証券コード 7616
2020年６月11日

横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
ランドマークタワー12階
株式会社コロワイド
代表取締役社長 **野尻　公平**

第58期定時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会及び普通株主による種類株主総会を下記により開催致しますので、ご通知申し上げます。

今回の第58期定時株主総会には、第3号議案「定款一部変更の件」を議案として上程いたしますが、本議案につきまして、会社法第322条第１項第１号に基づく決議を頂くため、普通株主による種類株主総会を併せて開催させて頂くこととなりました。

尚、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使についてのご案内」（4～6頁）の通り、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年６月29日（月曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【株主総会のお土産について】

本年の定時株主総会におきましては、ご出席の株主様へのお土産をご用意致す予定でおりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力株主総会当日のご来場をお控え頂いておりますことから、お土産のご用意は致しておりませんので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時	**2020年6月30日（火曜日）午後2時（受付開始：午後1時）**
2 場　　所	神奈川県横浜市西区みなとみらい1丁目1番1号 **パシフィコ横浜　会議センター（1F）「メインホール」** （会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
3 目的事項	**報告事項**　1. 第58期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第58期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 **【定時株主総会】** **決議事項**　第1号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件 第2号議案　会計監査人選任の件 第3号議案　定款一部変更の件 **【普通株主による種類株主総会】** **決議事項**　議　　案　定款一部変更の件 今回の第58期定時株主総会にて上程する議案「定款一部変更の件」につきましては、第3回優先株式の追加に関するものであり、会社法第322条第1項第1号に基づき、普通株主による種類株主総会にて、定時株主総会と同様の議案内容として上程する「定款一部変更の件」の決議が必要となります。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に添付すべき書類の内、事業報告の「使用人の状況」、「主要な借入先の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「会社役員の状況（取締役の状況の内、重要な兼職の状況及び社外役員に関する事項）」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条第3項の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知の提供書面には、記載しておりません。

従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査報告書を作成するに際して、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

尚、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させて頂きます。

当社ウェブサイト（https://www.colowide.co.jp/）

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2020年6月30日（火曜日）
午後２時（受付開始：午後１時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年6月29日（月曜日）
午後６時到着分まで

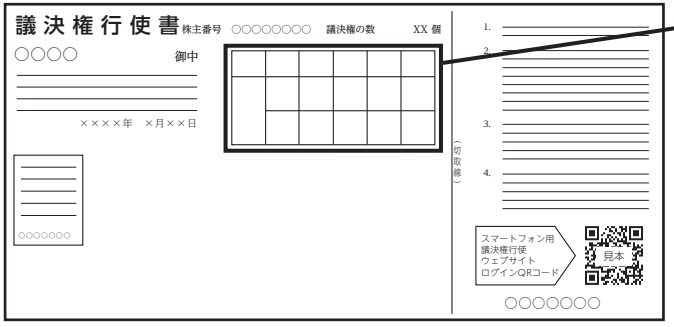
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月29日（月曜日）
午後６時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案		
● 全員賛成の場合	≫	「賛」の欄に○印
● 全員反対する場合	≫	「否」の欄に○印
● 一部の候補者を反対する場合	≫	「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第２・３号議案 普通株主（による）種類株主総会議案		
● 賛成の場合	≫	「賛」の欄に○印
● 反対する場合	≫	「否」の欄に○印

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限

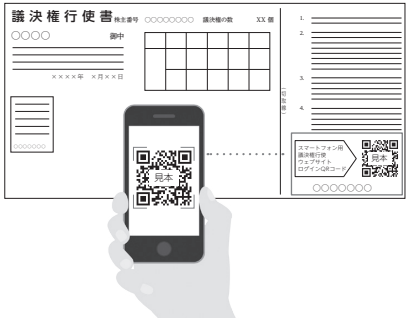
2020年6月29日（月曜日）
午後6時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

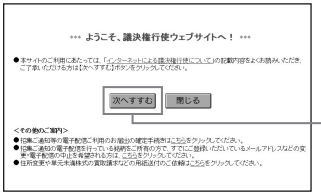


※議決権行使書はイメージです。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

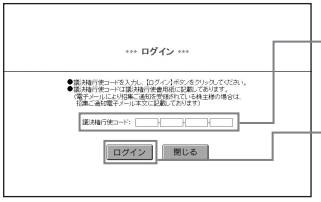
議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9:00～21:00）

第1号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）７名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案において同じです。）７名全員が任期満了となります。つきましては、取締役７名の選任をお願いするものであります。尚、監査等委員会から本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位	
1	蔵人（くろうど）　金男（かねお）	代表取締役会長	再任
2	野尻（のじり）　公平（こうへい）	代表取締役社長	再任
3	蔵人（くろうど）　賢樹（まさき）	専務取締役	再任
4	三木（みき）　裕介（ゆうすけ）	取締役	再任
5	瀬尾（せお）　秀和（ひでかず）	取締役	再任
6	澄川（すみかわ）　浩太（こうた）	取締役	再任
7	杢野（もくの）　純子（じゅんこ）	取締役	再任　社外

候補者番号 1

蔵人（くろうど） 金男（かねお）

再任

生年月日
1947年8月3日

所有する当社の株式数
普通株式
2,667,605株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1966年 4 月　当社入社
1975年12月　当社取締役
1983年 3 月　当社代表取締役社長
2007年 2 月　当社代表取締役会長兼社長
2012年 4 月　当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

創業者であり、強いリーダーシップをもって当社グループの成長を牽引し、長年にわたり当社代表取締役社長・代表取締役会長として経営を指揮してきた実績や、外部環境が激変する中、更なる当社グループの発展のため、取締役候補と致しました。

候補者番号 2

野尻（のじり） 公平（こうへい）

再任

生年月日
1962年4月4日

所有する当社の株式数
普通株式
31,160株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1993年 3 月　当社入社
1997年 6 月　当社取締役
2001年 8 月　当社常務取締役
2002年 1 月　当社専務取締役
2009年 9 月　当社代表取締役専務
2012年 4 月　当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

経営管理部門を中心に当社グループの業務執行に重要な役割を担ってきており、特にM&Aによる当社グループの成長に貢献。2012年以降は代表取締役社長としてグループ経営戦略の策定・推進を担っており、当社グループ経営に適切な人材であり、取締役候補と致しました。

候補者番号 3

蔵人 賢樹（くろうど まさき）

再任

生年月日
1979年1月25日

所有する当社の株式数
普通株式
3,264,617株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

2010年 4 月　当社入社
2011年 6 月　当社取締役
2012年 4 月　当社常務取締役
2013年 3 月　㈱フードテーブル代表取締役社長
2016年 4 月　当社専務取締役（現任）
2017年 6 月　㈱コロワイドMD代表取締役社長
2019年 3 月　㈱WORITS代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

当社グループの将来を展望した新規業態開発をはじめ、営業企画・マーケティングを中心に、政策立案・業務執行を推進。2012年に常務取締役、2016年以降は専務取締役として、グループの営業戦略の策定と推進を担っており、当社グループの継続的成長への貢献の観点から、取締役候補と致しました。

候補者番号 4

三木 裕介（みき ゆうすけ）

再任

生年月日
1966年2月4日

所有する当社の株式数
普通株式
500株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

2000年 8 月　当社入社
2009年 4 月　㈱コロワイドMD取締役
2014年11月　㈱コロワイドMD代表取締役社長
2015年 4 月　㈱コスト・イズ代表取締役社長（現任）
2015年 4 月　㈱コロワイドMD代表取締役副社長
2015年 6 月　当社取締役（現任）
2019年 4 月　㈱コロワイドMD代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

当社グループの食材調達・加工・配送を担うマーチャンダイジング部門を統括。日々のマーチャンダイジングの的確な遂行に加え、機動的な調達による食材原価上昇の抑制、内製比率の向上によるコストの圧縮、物流拠点の統合による配送コストの低減などに貢献。これらの実績を踏まえ、取締役候補と致しました。

候補者番号 5

瀬尾（せお） 秀和（ひでかず）

再任

生年月日
1957年1月13日

所有する当社の株式数
普通株式
1,000株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1979年 4 月　㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行
2006年 9 月　みずほコーポレートアドバイザリー㈱代表取締役社長
2013年11月　当社常勤社外監査役
2015年 6 月　当社社外取締役（監査等委員）
2016年 6 月　当社取締役（現任）

取締役候補者とした理由

当社CFOとして、M&Aの執行と資金調達等を担当。海外経験も豊富であり海外パートナーとの業務・資本提携等にも貢献。これらの経験・実績を踏まえ、取締役候補と致しました。

候補者番号 6

澄川（すみかわ） 浩太（こうた）

再任

生年月日
1978年11月8日

所有する当社の株式数
普通株式
600株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

2001年 4 月　監査法人トーマツ入社
2004年 4 月　みずほコーポレートアドバイザリー㈱入社
2013年 7 月　日清食品㈱入社
2016年 7 月　当社入社
2016年 7 月　ワールドピーコム㈱代表取締役社長
2017年 6 月　カッパ・クリエイト㈱取締役
2017年10月　同社代表取締役専務
2018年 6 月　当社取締役（現任）

取締役候補者とした理由

当社グループの事業子会社の代表取締役を歴任し、現在は当社グループの経営管理部門を所管。財務・会計に関する専門知識が豊富であり、当社グループの経営管理体制の強化・成長戦略の推進の観点から、取締役候補と致しました。

候補者番号 7

杢野（もくの） 純子（じゅんこ）

再任

社外

生年月日
1961年12月20日

所有する当社の株式数
－株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1984年 4 月	横河ヒューレット・パッカード　フィールドシステムエンジニア
1991年 7 月	アーサー・D・リトル・ジャパン㈱
2002年 1 月	㈱ポケモン　執行役員
2008年 9 月	ウォルト・ディズニー・ジャパン コンシューマー・リレーションシップ・マネジメント　ディレクター
2015年10月	㈱円谷プロダクション マーケティング本部長　執行役員
2019年 6 月	当社社外取締役（現任）
2019年 7 月	㈱TRAIL マネージングディレクター（現任）
2019年 7 月	STOCK POINT㈱ アドバイザー（現任）

社外取締役候補者とした理由

外資系を含む多様な企業において、ITサービス・E-commerce・デジタルマーケティングの分野での戦略策定・事業運営を実施。当社グループにおいても同分野が益々重要性を増すことを踏まえ、デジタルマーケティング戦略等の策定と推進の観点から、社外取締役候補と致しました。

（注）1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．杢野純子氏は社外取締役候補者であります。
3．当社は杢野純子氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または法令で定める額（最低責任限度額）のいずれか高い金額となります。
4．杢野純子氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

第2号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の決定に基づいております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

1．監査等委員会が有限責任あずさ監査法人に代えて、有限責任監査法人トーマツを会計監査人候補者とした理由

現会計監査人の監査継続期間が長期にわたっていることから、新しい会計監査人の起用による新たな視点での監査の必要性も考慮し、専門性、独立性、品質管理体制及びグローバルな監査体制等について総合的に検討した結果、有限責任監査法人トーマツを新たな会計監査人として適任と判断したものであります。

2．会計監査人候補者の名称等

名称	有限責任監査法人トーマツ	
主たる事務所の所在場所	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号　丸の内二重橋ビルディング	
概要	設立年月	1968年５月
	資本金	1,041百万円（2020年2月末現在）
	社員等の数	6,821名（2020年2月末現在）
	（内訳）	社員（公認会計士：523名）
		特定社員：52名
		職員　公認会計士：2,714名
		公認会計士試験合格者等（会計士補を含む）：1,230名
		その他専門職員：2,129名
		事務職員：173名
	監査関与会社	3,306社（2019年5月末現在）
沿革	1968年５月	等松・青木監査法人設立
	1975年５月	トウシュ・ロス・インターナショナル（現デロイト　トゥシュ　トーマツ　リミテッド）に加盟
	1990年２月	監査法人トーマツに名称変更
	2009年７月	有限責任監査法人に移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更

(注)本議案が承認されました場合は、当社と有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は50百万円または法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする予定です。

第3号議案　定款一部変更の件

1. 変更理由

今後の中長期的な資本政策および財務戦略上の柔軟性、機動性の確保の観点から、将来的な資本戦略の選択肢の一つとして、新たな種類の株式である第3回優先株式（議決権なし及び普通株式への転換権なし）を発行することを可能とするため、以下のとおり定款変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本株主総会において議案が原案どおり承認可決されること、及び普通株主による種類株主総会において本議案と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件とし、2020年6月30日付でその効力が生じるものとします。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第2章　株式 （発行可能株式総数） 第5条 当会社の発行可能株式総数は、113,000,000株とし、このうち112,999,920株は普通株式、30株は優先株式、50株は第2回優先株式とする。	第2章　株式 （発行可能株式総数） 第5条 当会社の発行可能株式総数は、113,000,000株とし、このうち112,999,820株は普通株式、30株は優先株式、50株は第2回優先株式、100株は第3回優先株式とする。
第6条（条文省略）	第6条（現行どおり）
（単元株式数） 第7条 当会社の1単元の株式の数は、普通株式については100株、優先株式及び第2回優先株式については1株とする。	（単元株式数） 第7条 当会社の1単元の株式の数は、普通株式については100株、優先株式、第2回優先株式及び第3回優先株式については1株とする。
第8条～第12条（条文省略）	第8条～第12条（現行どおり）

現行定款	変更案
第3章　　優先株式	第3章　　優先株式
（優先配当金） 第13条の1 当会社は、普通株式を有する株主（以下、普通株主という）又は普通株式の登録質権者（以下、普通登録株式質権者という）に対して剰余金の配当を行う場合（以下、期末配当という）に限り、優先株式を有する株主（以下、優先株主という）又は優先株式の登録株式質権者（以下、優先登録株式質権者という）に対して、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株式を有する株主（以下、第2回優先株主という）又は第2回優先株式の登録株式質権者（以下、第2回優先登録株式質権者という）に先立ち、優先株式1株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下、優先配当金という）を支払う。 ①　（条文省略）	（優先配当金） 第13条の1 当会社は、普通株式を有する株主（以下、普通株主という）又は普通株式の登録質権者（以下、普通登録株式質権者という）に対して剰余金の配当を行う場合（以下、期末配当という）に限り、優先株式を有する株主（以下、優先株主という）又は優先株式の登録株式質権者（以下、優先登録株式質権者という）に対して、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株式を有する株主（以下、第2回優先株主という）、第2回優先株式の登録株式質権者（以下、第2回優先登録株式質権者という）、第3回優先株式を有する株主（以下、第3回優先株主という）又は第3回優先株式の登録株式質権者（以下、第3回優先登録株式質権者という）に先立ち、優先株式1株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下、優先配当金という）を支払う。 ①　（現行どおり）
2　当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、優先中間配当金という）を支払う。	2　当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主、第2回優先登録株式質権者、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、優先中間配当金という）を支払う。

現行定款	変更案
3　（条文省略）	3　（現行どおり）
第13条の2及び第13条の3（条文省略）	第13条の2及び第13条の3（現行どおり）
（残余財産の分配） 第13条の4 当会社の残余財産を分配するときは、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、優先株式1株につき100,000,000円に本条第3項に定める経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。	（残余財産の分配） 第13条の4 当会社の残余財産を分配するときは、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主、第2回優先登録株式質権者、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、優先株式1株につき100,000,000円に本条第3項に定める経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。
2　（条文省略）	2　（現行どおり）
3　（条文省略）	3　（現行どおり）
第13条の5～第13条の10（条文省略）	第13条の5～第13条の10（現行どおり）
第4章　　第2回優先株式 （優先配当金） 第14条の1 当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して期末配当を行う場合に限り、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下、第2回優先配当金という）を支払う。 ①　（条文省略）	第4章　　第2回優先株式 （優先配当金） 第14条の1 当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して期末配当を行う場合に限り、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下、第2回優先配当金という）を支払う。 ①　（現行どおり）

現行定款	変更案
2　当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき第2回優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、第2回優先中間配当金という）を支払う。	2　当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき第2回優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、第2回優先中間配当金という）を支払う。
3　（条文省略）	3　（現行どおり）
第14条の2及び第14条の3（条文省略）	第14条の2及び第14条の3（現行どおり）
（残余財産の分配） 第14条の4 当会社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、第2回優先株式1株につき100,000,000円に本条第3項に定める第2回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。	（残余財産の分配） 第14条の4 当会社の残余財産を分配するときは、普通株主、普通登録株式質権者、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に先立ち、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、第2回優先株式1株につき100,000,000円に本条第3項に定める第2回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。
2　（条文省略）	2　（現行どおり）
3　（条文省略）	3　（現行どおり）
第14条の5～第14条の10（条文省略）	第14条の5～第14条の10（現行どおり）

現行定款	変更案
（新設） （新設）	第5章　　第3回優先株式 （優先配当金） 第15条の1 当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して期末配当を行う場合に限り、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第3回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下、第3回優先配当金という）を支払う。 第3回優先配当金＝100,000,000円×3.5%
（新設）	2　当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第3回優先株式1株につき第3回優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、第3回優先中間配当金という）を支払う。
（新設）	3　第3回優先中間配当金が支払われた場合においては、第1項の第3回優先配当金の支払いは、第3回優先中間配当金を控除した額による。
（新設）	（非累積条項） 第15条の2 ある事業年度において、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第3回優先配当金の額に達しない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

現行定款	変更案
（新設）	（非参加条項） 第15条の3 第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対しては、第3回優先配当金を超えて配当はしない。
（新設）	（残余財産の分配） 第15条の4 当会社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対し、第3回優先株式1株につき、100,000,000円に第3項に定める第3回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。
（新設）	2　第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。
（新設）	3　第3回優先株式1株当たりの第3回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第3回優先配当金について、1年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）とする。ただし、分配日の属する事業年度において第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対して第3回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
（新設）	（議決権） 第15条の5 第3回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

現行定款	変更案
（新設）	（買受け等） 第15条の6 当会社は、いつでも、他の種類の株式とは別に第3回優先株式のみを買い受けることができる。
（新設）	2　第3回優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第160条第3項の請求をなし得ず、第3回優先株主に関する請求権に係る同条第2項の招集通知の記載を要しない。
（新設）	（新株引受権等） 第15条の7 当会社は、第3回優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
（新設）	（株式の併合又は分割） 第15条の8 当会社は、第3回優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
（新設）	（取得請求） 第15条の9 第3回優先株主は、当会社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、第3回優先株式1株につき100,000,000円に第3回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、当社に対して、自己の有する第3回優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。
（新設）	2　前項に定める第3回経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る第3回優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得の効力発生日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）とする。

現行定款	変更案
（新設）	3　第1項に定める取得請求は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得と引換えに交付される金銭の額を含む）の合計額を控除した金額（以下、限度額という）を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。
（新設）	（取得条項） 第15条の10 当会社は、取締役会決議をもって別途定める日において、第3回優先株式1株につき100,000,000円に第3回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、第3回優先株式の全部又は一部を取得することができる。
（新設）	2　一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。
（新設）	3　第1項に定める第3回経過優先配当金相当額は、取得日の属する事業年度に係る第3回優先配当金について、1年を365日とし、取得日の属する事業年度の初日から取得がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）とする。

現行定款	変更案
（新設）	4　第1項に定める取得は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得と引換えに交付される金額の額を含む）の合計額を控除した金額（以下、限度額という）を限度とする。
第5章　　株主総会及び種類株主総会	第6章　　株主総会及び種類株主総会
第15条～第18条（条文省略）	第16条～第19条（条文省略）
第6章　　取締役及び取締役会	第7章　　取締役及び取締役会
第19条～第29条（条文省略）	第20条～第30条（条文省略）
第7章　　監査等委員会	第8章　　監査等委員会
第30条～第34条（条文省略）	第31条～第35条（条文省略）
第8章　　会計監査人	第9章　　会計監査人
第35条～第39条（条文省略）	第36条～第40条（条文省略）
第9章　　計算	第10章　　計算
第40条～第42条（条文省略）	第41条～第43条（条文省略）
（配当金の除斥期間） 第43条 期末配当金及び中間配当金（優先配当金、優先中間配当金、第2回優先配当金及び第2回優先中間配当金を含む）は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	（配当金の除斥期間） 第44条 期末配当金及び中間配当金（優先配当金、優先中間配当金、第2回優先配当金、第2回優先中間配当金、第3回優先配当金及び第3回優先中間配当金を含む）は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上

議　　案　定款一部変更の件

種類株主総会と同日に開催される第58期定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）の株主総会参考書類の13頁から21頁に記載の本定時株主総会議案「定款一部変更の件」の内容と同一であります。

以上

提供書面

事業報告（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易戦争の長期化や海外経済の減速によって製造業の生産活動が落ち込んだことに加え、比較的堅調だった非製造業においても相次ぐ自然災害や消費税増税の影響が徐々に顕在化してきたため、年度後半からは力強さを欠いたものになりました。更に本年１月以降、中国の武漢に端を発して世界的に拡散した新型コロナウイルスの影響で、インバウンド需要が急速に減少しております。その上、２月初頭の「ダイヤモンド・プリンセス号」問題を通じてわが国でも新型コロナウイルスの感染が確認され、サービス消費を中心に個人消費も抑制されだしたことから、景気後退色が鮮明となりました。

外食産業におきましては、人件費や物流費の上昇、食材価格の高騰、消費者のニーズの多様化とコストパフォーマンス意識の高まり、消費税増税などによって厳しい経営環境が続いている中、新型コロナウイルスの感染拡大が明らかになったため臨時休業や営業時間の短縮を余儀なくされております。このような事態の軽減策としてテイクアウト専用メニューやランチの拡充を図る動きが広がっているものの、中食との競合が一層激化することになり、今後も予断を許さない状況にあります。

上述のような状況の中、当社グループでは「すべてはお客様のために」をモットーにＱＳＣＡを高め、家庭ではなかなか体験できない様々な料理や高レベルのサービスをお客様に提供することで、「楽しかった、美味しかった」とお客様に喜んで頂けるよう引き続き心掛けております。そのため、お客様のニーズの分析や主要業態の一層のブラッシュアップ、新業態の開発などのほか、利便性や訴求力を高めた様々なサービスの提供、ホスピタリティの高度化、従業員のモチベーションの向上などに積極的に取り組んでおります。

コスト面では以前から、ＳＮＳの積極的な活用やテレビ番組とのタイアップの推進による広告宣伝費の効率的な投入、提供メニューの工夫による使用食材の歩留まり向上、食材廃棄ロスの低減などに取り組んでまいりました。更に仕入先との中期的な契約によって食材価格上昇の影響を抑制するとともに、各種加工製品の内製化を進めております。またグループ各社が使用する調味料の規格の統一化、原材料・製品・資材の在庫回転率の一層の改善、物流機能の集約なども成果を挙げております。新型コロナウイルスの国内における感染が拡大してからは、営業店舗の臨時休業や時短営業を実施致しておりますが、「今は我慢の時期」ととらえ、固定費圧縮等の強化を図っております。

店舗政策につきましては、直営レストラン業態を32店舗、直営居酒屋業態を8店舗、合計店舗を40店舗新規出店致しました。一方、主に不採算を要因として直営レストラン業態を55店舗、直営居酒屋業態を37店舗、合計92店舗を閉店致しました。その結果、当連結会計年度末の直営店舗数は1,462店舗となりました。尚、ＦＣ店舗を含めた総店舗数は2,665店舗となっております。

以上のような施策を進めてまいりました結果、第3四半期までは宴会の減少等に伴い居酒屋業態は苦戦を強いられたものの、レストラン業態が堅調に推移したことから連結業績は順調に進捗しておりました。しかしながら新型コロナウイルスの感染が深刻化してきた２月下旬から３月になると、北海道を皮切りに大都市圏で週末の外出自粛要請が出され、来店客数の急激な減少に見舞われました。また新型コロナウイルスの感染拡大の抑止を目的とした臨時休業や時短営業を実施したことから、宴会需要の低迷で苦戦していた居酒屋業態の状況が更に悪化しただけでなく、堅調に推移していたレストラン業態においても３月の既存店売上高が前年を大幅に下回る結果となりました。このため当連結会計年度の連結業績につきましては、売上収益が2,353億34百万円、事業利益(注)は56億32百万円となりました。また新型コロナウイルス関連の影響を踏まえ、居酒屋業態を中心とした店舗閉店を含む「フューチャーバリューの獲得」を進める方針に基づき、減損損失99億54百万円、閉店損失引当金繰入２億40百万円を計上したことや、投資有価証券評価損14億66百万円の発生もあり、営業損失が46億６百万円、当期損失が67億98百万円、親会社の所有者に帰属する当期損失は64億47百万円となりました。

(注)事業利益 = 「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の額は112億９百万円（店舗敷金保証金５億78百万円含む）であり、新規店舗の建物設備及び既存店改装に投資しております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として金融機関より長期借入金として342億円の調達を行いました。
また、金融機関からの借入の他に以下の社債を発行致しました。

会社名	発行銘柄	発行総額	発行日
㈱コロワイド	第62回無担保社債	23億円	2019年12 月30日
㈱コロワイド	第63回無担保社債	38億円	2020年 2 月25日
㈱コロワイド	第64回無担保社債	26億円	2020年 2 月26日
㈱コロワイド	第65回無担保社債	6億円	2020年 2 月28日
㈱コロワイド	第66回無担保社債	14億円	2020年 2 月28日
㈱コロワイド	第67回無担保社債	20億円	2020年 3 月31日
カッパ・クリエイト㈱	第 5回無担保社債	10億円	2019年 9 月30日
カッパ・クリエイト㈱	第 6回無担保社債	10億円	2019年 9 月30日
㈱レインズインターナショナル	第 8回無担保社債	6億円	2019年 8 月26日
㈱レインズインターナショナル	第 9回無担保社債	12億円	2019年 8 月28日
㈱レインズインターナショナル	第10回無担保社債	17億円	2019年 8 月29日
㈱レインズインターナショナル	第11回無担保社債	5億円	2019年 8 月29日
㈱レインズインターナショナル	第12回無担保社債	11億円	2019年 8 月30日

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

連結子会社である㈱レインズインターナショナルは、2020年3月31日を効力発生日として、㈱アスラポートより牛角エリアフランチャイズ事業を譲り受けました。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

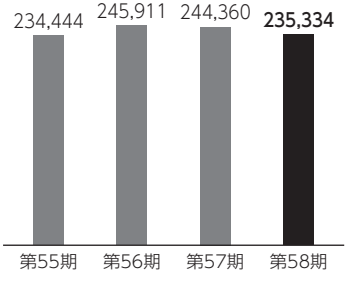
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

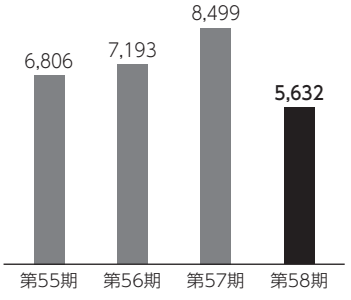
区　分	第55期 (2017年３月期)	第56期 (2018年３月期)	第57期 (2019年３月期)	第58期 (当連結会計年度) (2020年３月期)
	IFRS			
売上収益 (百万円)	234,444	245,911	244,360	**235,334**
事業利益 (百万円)	6,806	7,193	8,499	**5,632**
親会社の所有者に帰属する当期利益又は親会社の所有者に帰属する当期損失 (百万円)	△1,398	1,170	632	**△6,447**
基本的１株当たり当期利益又は基本的１株当たり当期損失 (円)	△19.56	12.91	5.72	**△88.62**
資産合計 (百万円)	233,048	229,816	222,301	**248,832**
資本合計 (百万円)	49,910	50,316	50,645	**38,889**

(注) 1．当社は、会社計算規則第120条第１項の規定により国際会計基準（IFRS）に基づいて計算書類を作成しております。
2．当社は、経常的事業活動からの収益の指標として、事業利益を重視しております。

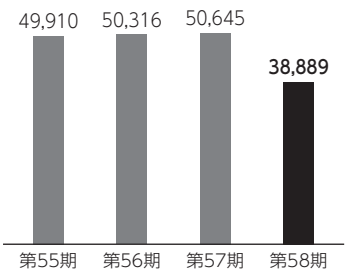
■ **売上収益** (単位：百万円)



■ **事業利益** (単位：百万円)



■ **資本合計** (単位：百万円)



(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

当社連結子会社40社の2020年３月31日現在の状況は次のとおりです。

名称	資本金（百万円）	主な事業の内容	議決権の所有割合（%）（注1）
㈱コロワイドMD	10	飲食店チェーンの運営及び各種食料品の商品開発・調達・製造・物流・マーチャンダイジング	100.0
㈱アトム（子会社１社含む）（注）２	4,073	直営飲食店チェーン及びFC事業の運営	50.8
㈱レックス（注）３	4,042	投資業、有価証券の保有・運用	99.9
㈱ＳＰＣレックス	20	投資業、有価証券の保有・運用	100.0
㈱レインズインターナショナル（注）４	10	外食ブランドの直営及びFCチェーンの運営	100.0
㈱コスト・イズ（注）５	194	酒類等の販売・物流	100.0
台灣瑞滋國際股份有限公司（注）６	151	台湾における飲食店チェーンの運営	100.0
東京牛角股份有限公司（注）６	217	台湾における飲食店チェーンの運営	100.0
REINS INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE.LTD.（注）６	101	東南アジアにおける飲食店チェーンの運営	100.0
REINS INTERNATIONAL (THAILAND) CO.,LTD.（注）６	18	タイにおける飲食店チェーンの運営	49.0
PT.REINS MARINDO INDONESIA（注）６	240	インドネシアにおける飲食店チェーンの運営	51.0
AME-GYU CO.,LTD.（注）６	4,606	投資業、有価証券の保有・運用	100.0
REINS INTERNATIONAL (USA) CO.,LTD.（子会社9社含む）（注）７、８	1,588	北米における飲食店チェーンの運営	100.0
㈱フレッシュネス（注）６	10	ハンバーガーブランドの直営及びFCチェーンの運営	100.0
㈱アトム北海道（注）６	10	直営飲食店チェーン及びFC事業の運営	100.0
カッパ・クリエイトコリア㈱（注）６	814	韓国における飲食店チェーンの運営	80.0
COLOWIDE VIETNAM.,JSC.（注）６	390	ベトナムを中心とする飲食店チェーンの運営	75.2
㈱ＳＰＣカッパ	13,350	投資業、有価証券の保有・運用	100.0
カッパ・クリエイト㈱（子会社２社含む）（注）９、10	9,800	直営飲食店チェーンの多店舗展開及びデリカ事業	50.6
㈱ダブリューピィージャパン（注）11	90	直営飲食店チェーンの運営	100.0
㈱バンノウ水産（注）11	10	鮪類並びに水産物の卸売・加工販売	100.0
㈱シルスマリア（注）12	15	生菓子、焼き菓子、チョコレート（生チョコ他）の製造・販売	100.0
㈱ダイニング・クリエイション	10	直営飲食店チェーンの運営	100.0

名称	資本金（百万円）	主な事業の内容	議決権の所有割合（%）（注1）
㈱WORITS（注）11	10	直営飲食店チェーンの運営	100.0
㈱ダイニングエール（注）11	10	給食事業の運営	100.0
㈱ココット	10	事務処理業務	100.0
ワールドピーコム㈱（注）11	75	外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、無線通信技術の開発・運用	95.1
COLOWIDE ASIA CO.,LTD.（注）11	54	アジアでの店舗展開における投資会社	100.0

（注）1．上記の議決権比率は、子会社が保有する議決権との合計となっております。
2．㈱アトムにおける子会社は、㈱エムワイフーズであります。
3．㈱レックスの株式は、当社及び㈱アトムが保有しております。
4．㈱レインズインターナショナルの株式は、当社、㈱レックス及び㈱ＳＰＣレックスが保有しております。
5．㈱コスト・イズの株式は、㈱コロワイドMD及び㈱レインズインターナショナルが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
6．台灣瑞滋國際股份有限公司、東京牛角股份有限公司、REINS INTERNATIONAL（SINGAPORE）PTE.LTD.、REINS INTERNATIONAL（THAILAND）CO.,LTD.、PT.REINS MARINDO INDONESIA、AME-GYU CO.,LTD.、㈱フレッシュネス、カッパ・クリエイトコリア㈱、㈱アトム北海道及びCOLOWIDE VIETNAM.,JSC.の株式は、㈱レインズインターナショナルが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
7．REINS INTERNATIONAL（USA）CO.,LTD.における子会社９社は、REINS INTERNATIONAL CALIFORNIA,INC.、REINS INTERNATIONAL NEWYORK,INC.、REINS INTERNATIONAL CHICAGO,INC.、REINS TEXAS INTERNATIONAL,INC.、REINS INTERNATIONAL MASSACHUSETTS,INC.、REINS INTERNATIONAL GEORGIA,INC.、REINS INTERNATIONAL COLORADO,INC.、REINS USA FRANCHISE COMPANY,INC.及びREINS USA MD COMPANY,INC.であります。
8．REINS INTERNATIONAL（USA）CO.,LTD.の株式は、AME-GYU CO.,LTD.が保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
9．カッパ・クリエイト㈱における子会社２社は、㈱ジャパンフレッシュ及び㈱華八であります。
10．カッパ・クリエイト㈱の株式は、㈱ＳＰＣカッパが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
11．㈱ダブリューピィージャパン、㈱バンノウ水産、ワールドピーコム㈱、COLOWIDE ASIA CO.,LTD.、㈱WORITS及び㈱ダイニングエールの株式は、㈱コロワイドMDが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
12．㈱シルスマリアの株式は、㈱コロワイドMD及び㈱アトムが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。

② 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(4) 主要な営業所及び工場（2020年３月31日現在）

本店	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
北海道CK	北海道札幌市白石区中央一条三丁目１番70号
栃木CK	栃木県河内郡上三川町多功南原2568－３
神奈川CK	神奈川県横須賀市佐原二丁目２番２号
長浜CK	滋賀県長浜市国友町270
三保工場	静岡県静岡市清水区折戸字和田443-1
静岡工場	静岡県静岡市清水区駒越北町313-1
上尾工場	埼玉県上尾市大字平塚125-2
富士工場	静岡県富士市比奈358-12
名古屋工場	愛知県名古屋市熱田区三本松町18-43
滋賀工場	滋賀県草津市上寺町字上柳200
尼崎工場	兵庫県尼崎市西高洲町30-10

※CKはセントラルキッチン

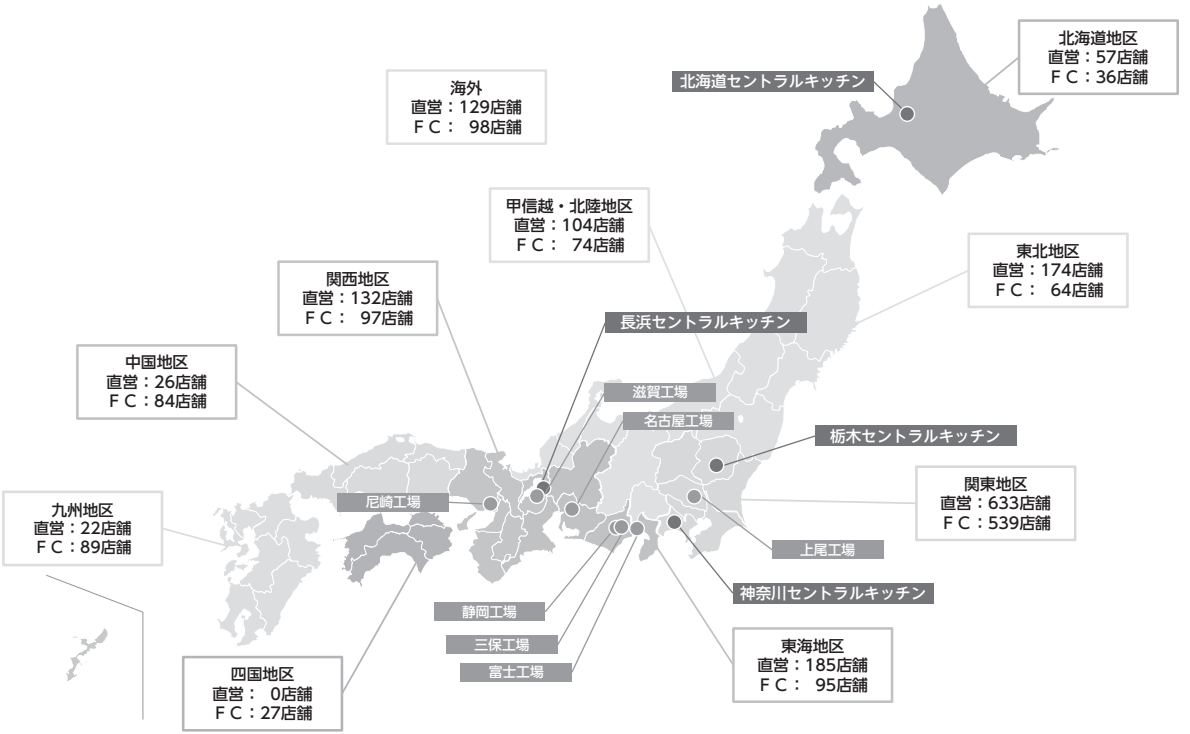
店舗数の推移

	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
直営店舗数	1,034	1,390	1,414	1,527	1,530	1,508	1,462
ＦＣ店舗数	1,046	1,072	1,095	1,211	1,191	1,201	1,203
合計	2,080	2,462	2,509	2,738	2,721	2,709	2,665

●直営・FCともに全国規模で店舗を展開

（2020年3月末時点）

	合計	国内	海外
	2,665 店舗	2,438 店舗	227 店舗
直営	1,462 店舗	1,333 店舗	129 店舗
FC	1,203 店舗	1,105 店舗	98 店舗



(5) 対処すべき課題

国内外における新型コロナウイルスの感染拡大を受け、政府は本年４月に大都市圏の７都府県に留まらず全国40道府県に対しても緊急事態宣言を発令しました。このため不要不急の外出自粛による来店客数の激減とともに、営業店舗の全国規模での臨時休業や時短営業を余儀なくされております。そして現在、消費活動の停滞がいつまで続くのか見通しが困難な状況となっております。

しかしながら当社グループにおきましては、下記のような「フューチャーバリューの獲得」を精力的に進めることによって、この非常事態を乗り切り業績の回復を実現させる所存です。

まず減損損失につきましては、過去数年に亘り継続して計上してまいりましたが、当連結会計年度において想定し得る発生リスクについて区切りをつけたと考えております。今後お客様の生活習慣の変化によって将来的に収益性が低下すると予想される店舗についても、今回減損対象に含めて処理を致しました。

具体的には新型コロナウイルスの感染拡大が引き金となって、多くの職場においてテレワーク（在宅勤務）の勤務形態が広がり、教育現場でもオンライン授業が一部で始まっております。このため新型コロナウイルスが沈静化した後も、このような勤務形態や生活形態が定着すると考えられます。したがって消費習慣やアフター5の過ごし方も大きく変化すると見込まれることから、これらに速やかに対応すべく店舗の統廃合の推進や商品のテイクアウト及びデリバリーサービス等も強化・充実してまいります。

また閉店につきましては、居酒屋業態を中心に196店舗の直営店及び北海道CKに対し、減損損失の計上、閉店損失引当金繰入の計上を行いました。これにより上述の変化を見据えた準備と共に、2021年3月期における事業利益は、減損損失処理による減価償却費の減少及び閉店による赤字額削減等により、3,258百万円の利益押し上げ効果が発現致します。

次に、中期経営計画において示していた通り給食事業を加速させます。現在既にコロワイドグループ以外の企業数社の社員食堂に対してランチメニューを提供しており好評を博しております。この給食事業の対象を社員食堂に限定せず、介護施設や病院、更には公務員関連の施設などに鋭意拡大させてまいります。またこの度、関西を中心に広範な地域で「牛角」のエリアフランチャイズ事業を手掛けていた㈱アスラポートから当該事業を譲り受けましたが、これにより牛角事業のロイヤリティ収益が向上すると共に、FCビジネスの更なる拡大も図ってまいります。

以上のような各種施策によって、新型コロナウイルス禍が長引いたとしてもこれに打ち勝ち、業績の回復を図る所存です。

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、外食事業を幅広く営んでおり、日本全国、北米及びアジア諸国を中心に、直営による飲食店チェーンを展開するとともに、フランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給を行っております。

連結子会社の内、㈱コロワイドMDは、各種食料品の商品開発・調達・製造・物流のマーチャンダイジング全般、㈱アトムは、主に「にぎりの徳兵衛」・「ステーキ宮」などの飲食店の経営、㈱レインズインターナショナルは、主に「牛角」・「温野菜」・「土間土間」・「かまどか」・「手作り居酒屋　甘太郎」・「北の味紀行と地酒　北海道」・「遊食三昧　NIJYU-MARU」・「FRESHNESS BURGER」などのレストラン及び居酒屋業態のフランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売・食材等の供給及び直営店舗の運営、カッパ・クリエイト㈱は、主に「かっぱ寿司」などの回転寿司の直営店の運営及び寿司・調理パンなどのデリカ事業を行っております。

なお、㈱アトムは、当期末において㈱アトム北海道を㈱レインズインターナショナルへ株式譲渡しております。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年３月31日現在)

① 発行可能株式総数	普通株式	112,999,920株
	優先株式	30株
	第２回優先株式	50株
② 発行済株式の総数	普通株式	75,284,041株
	優先株式	30株
	第２回優先株式	30株
③ 株主数	普通株式	91,943名
	優先株式	1名
	第２回優先株式	1名

④ 大株主（上位10名）

イ．普通株式

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社サンクロード	5,966	8.0
蔵人良子	4,062	5.4
蔵人賢樹	3,264	4.4
蔵人金男	2,667	3.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,570	2.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	1,332	1.8
鈴木理永	1,094	1.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	883	1.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口１）	685	0.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口２）	609	0.8

(注) 1．持株比率は自己株式（249,483株）を控除して計算しております。
2．株式会社サンクロードの持株数には日本証券金融株式会社との株式貸借契約に基づく貸株252千株を含めて記載しております。

ロ. 優先株式

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	30	100

（注）持株比率は発行済の優先株式の総数から計算しております。

ハ. 第２回優先株式

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	30	100

（注）持株比率は発行済の第２回優先株式の総数から計算しております。

（2）新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年３月31日現在）

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2020年３月31日現在)

地位	氏名	担当の状況
代表取締役会長	蔵人金男	経営全般
代表取締役社長	野尻公平	経営全般
専務取締役	蔵人賢樹	新規業態開発・営業企画担当
取締役	三木裕介	グループMD部門担当
取締役	瀬尾秀和	管理部門担当
取締役	澄川浩太	経営管理担当
取締役	杢野純子	社外取締役
取締役(監査等委員・常勤)	宇田　猛	
取締役(監査等委員)	福崎真也	
取締役(監査等委員)	谷　充史	

(注) 1．2019年６月26日開催の第57期定時株主総会において、杢野純子氏を新たに取締役に選任しております。
2．2019年６月26日開催の第57期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役黒山葉子氏及び取締役（監査等委員）深澤郁太氏が退任しております。
3．2019年６月26日開催の第57期定時株主総会において、宇田猛氏を新たに取締役（監査等委員）に選任しております。
4．取締役杢野純子氏、福崎真也氏及び谷充史氏は、社外取締役であります。
5．当社は、取締役福崎真也氏及び谷充史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6．情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために宇田猛氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7．取締役（監査等委員）福崎真也氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
8．取締役（監査等委員）谷充史氏は、金融機関在任中に得た幅広い業務知識と経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と杢野純子氏、福崎真也氏及び谷充史氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、５百万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としております。

③ 取締役の報酬等の総額

区分	支給人員（名）	支給額（百万円）
取締役（監査等委員を除く）（うち社外取締役）	8（1）	437（7）
取締役（監査等委員）（うち社外取締役）	4（2）	18（9）
合　計	12	455

（注）取締役の報酬限度額は、2015年６月24日開催の第53期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額５億円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）について年額５千万円以内と決議しております。

（4）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、積極的に利益還元してまいりたいと考えております。

剰余金の配当については、長期的な事業成長と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続することを基本方針としております。内部留保金につきましては、事業拡大と効率化のためのM&A、新規出店、設備投資、人材の育成等に充当し、企業価値の向上に努めてまいりたいと考えております。

当事業年度につきましては、利益配分に関する基本方針に基づき、当社普通株式１株につき５円、優先株式１株につき3,126,360円、第２回優先株式１株につき3,626,360円の配当を実施させて頂きます。

以　上

連結計算書類

連結財政状態計算書（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**51,376**
現金及び現金同等物	32,215
営業債権及びその他の債権	8,533
その他の金融資産	1,057
棚卸資産	3,297
未収法人所得税	1,716
その他の流動資産	4,558
非流動資産	**197,456**
有形固定資産	47,820
使用権資産	28,566
のれん	71,795
無形資産	6,077
投資不動産	559
その他の金融資産	29,608
繰延税金資産	12,469
その他の非流動資産	560
資産合計	**248,832**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**87,834**
営業債務及びその他の債務	23,748
社債及び借入金	32,619
リース負債	14,131
その他の金融負債	24
未払法人所得税	941
引当金	5,906
契約負債等	326
その他の流動負債	10,138
非流動負債	**122,109**
営業債務及びその他の債務	5,363
社債及び借入金	78,484
リース負債	27,461
その他の金融負債	2,222
引当金	6,608
繰延税金負債	303
契約負債等	1,056
その他の非流動負債	613
負債合計	**209,943**
資本の部	
親会社の所有者に帰属する持分合計	**24,958**
資本金	14,030
資本剰余金	18,876
自己株式	△158
その他の資本の構成要素	△495
利益剰余金	△7,295
非支配持分	**13,931**
資本合計	**38,889**
負債及び資本合計	**248,832**

連結損益計算書　（2019年４月１日から2020年３月31日まで）　（単位：百万円）

科目	金額
売上収益	**235,334**
売上原価	**101,168**
売上総利益	**134,166**
販売費及び一般管理費	**128,535**
その他の営業収益	
賃料収入	357
雑収入	672
その他	478
その他の営業収益合計	**1,507**
その他の営業費用	
減損損失	10,619
閉店損失引当金繰入	290
その他	836
その他の営業費用合計	**11,745**
営業損失	**4,606**
金融収益	**275**
金融費用	**4,507**
税引前損失	**8,839**
法人所得税費用	**△2,041**
当期損失	**6,798**
当期損失の帰属	
親会社の所有者	6,447
非支配持分	351
当期損失	**6,798**

（注）当社が経常的事業活動からの収益の指標としている事業利益は5,632百万円となりました。
事業利益 =「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。
事業利益は、IFRSで定義されている指標ではありません。

計算書類

貸借対照表（日本基準）（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**28,733**
現金及び預金	6,355
前払費用	79
関係会社短期貸付金	17,000
未収入金	4,804
未収還付法人税等	464
その他	29
固定資産	**62,105**
有形固定資産	**161**
建物	78
機械及び装置	0
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	21
リース資産	0
建設仮勘定	61
無形固定資産	58
商標権	2
ソフトウェア	33
リース資産	22
投資その他の資産	**61,886**
投資有価証券	2,690
関係会社株式	37,873
敷金及び保証金	263
会員権	75
繰延税金資産	192
関係会社長期貸付金	20,576
その他	216
繰延資産	**660**
社債発行費	660
資産合計	**91,500**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**18,476**
短期借入金	162
1年内返済予定の長期借入金	8,580
リース債務	9
未払金	358
1年内償還予定の社債	8,442
未払費用	80
未払法人税等	20
預り金	19
販売促進引当金	790
賞与引当金	12
固定負債	**44,819**
社債	25,391
長期借入金	19,402
リース債務	15
資産除去債務	10
負債合計	**63,296**
純資産の部	
株主資本	**28,532**
資本金	**14,030**
資本剰余金	**4,868**
資本準備金	3,748
その他資本剰余金	1,120
利益剰余金	**9,791**
利益準備金	112
その他利益剰余金	9,679
繰越利益剰余金	9,679
自己株式	**△157**
評価・換算差額等	**△328**
その他有価証券評価差額金	△328
純資産合計	**28,203**
負債・純資産合計	**91,500**

損益計算書（日本基準）（2019年4月1日から2020年3月31日まで）（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	**3,862**
販売費及び一般管理費	**3,438**
営業利益	**423**
営業外収益	**1,039**
営業外費用	**849**
経常利益	**613**
特別利益	**2**
特別損失	**2**
税引前当期純利益	**613**
法人税、住民税及び事業税	△148
法人税等調整額	△4
当期純利益	**766**

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月28日

株式会社コロワイド
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根本剛光 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間宮光健 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新名谷寛昌 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社コロワイドの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社コロワイド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月28日

株式会社コロワイド
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根本剛光 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間宮光健 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新名谷寛昌 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社コロワイドの2019年４月１日から2020年３月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門との連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

尚、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年６月１日

株式会社コロワイド　監査等委員会

常勤監査等委員　**宇田　猛** ㊞

監査等委員　**福崎真也** ㊞

監査等委員　**谷　充史** ㊞

(注) 監査等委員福崎真也及び監査等委員谷充史は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

メ　　モ

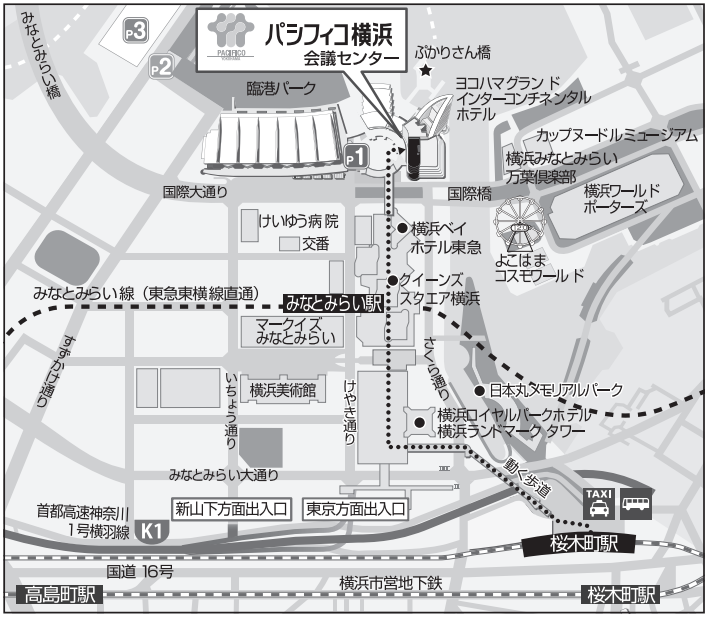
メ　　モ

株主総会会場ご案内図

パシフィコ横浜　会議センター(１Ｆ)「メインホール」

神奈川県横浜市西区みなとみらい１丁目１番１号

ＴＥＬ　０４５－２２１－２１５５（代表）



■最寄りの交通機関

・JR桜木町駅　徒歩12分・タクシー約５分

・みなとみらい線　みなとみらい駅　徒歩約５分

（お願い）

○　駐車場は用意しておりません。